

審 査 基 準

平成28年9月15日作成

法 令 名 :	宮城県道路交通規則
根 拠 条 項 :	第3条第1項第5号
処 分 の 概 要 :	交通規制の対象から除外する車両に対する標章の交付 (狂犬病予防法緊急出動、道路維持等作業、郵便集配・電報配達及び緊急往診)
原権者(委任先):	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め :	宮城県道路交通規則第3条第1項第5号ウ (駐車禁止の規制の対象から除く車両)
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	5日
申 請 先 :	警察本部交通規制課又は警察署交通課
問 合 せ 先 :	警察本部交通規制課(電話022-221-7171)又は警察署交通課
備 考 :	

別紙

当該申請に係る許可対象が、次のいずれかに該当するとき、許可するものとする。

- 1 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲に使用中の車両
「法令の定め」のとおり
- 2 道路及びその附属物の点検・保守に使用する車両
道路管理者及び道路管理者から委託を受けた者が道路及び道路の附属物の維持管理のため使用中の車両又は公安委員会から委託を受けた者が、信号機、道路標識等、パーキングメーター、パーキングチケット発給設備等の維持管理のため使用中の車両をいう。
- 3 専ら郵便法に基づく通常郵便物の集配又は電報配達のため使用中の車両
上記用務に「使用中の車両」とは、上記用務のため使用する車両であり、郵便局等の所有に係る車両に限らず、郵便局等から委託を受け、これらの用務に従事する車両を含む。
- 4 医師法に基づく医師が急病者等に対する往診のため使用中の車両
医師法に基づく医師が、緊急往診、緊急手当のために使用中の車両をいう。